令和７年度かごゆいテラス運営事業業務委託
企画提案競技実施要領

令和７年２月

鹿児島県　商工労働水産部　産業立地課
新産業創出室

１　趣旨

この要領は，「令和７年度かごゆいテラス運営事業業務委託」（以下「本業務」という。）において，企画提案競技により，業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

２　業務概要

(1)　業務名

令和７年度かごゆいテラス運営事業業務委託

(2)　業務目的

多様な人材を呼び込み，異業種交流の促進等により，新事業の創出やスタートアップ支援を図る拠点として，かごゆいテラスの運営を行うことを目的とする。

(3)　業務内容

別添「令和７年度かごゆいテラス運営事業業務委託仕様書(案)」(以下「仕様書(案)」という。）のとおり

(4)　履行期間

令和７年４月１日から令和８年３月 31 日まで

(5)　契約上限金額

13,507 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※　ただし，この金額は契約時の予定価格を示すものではなく，企画内容の規模を示すものである。

３　参加資格要件

次に掲げる項目のうち(1)から(7)を全て満たす者とする。

ただし，複数の者が共同して参加する場合は，すべての構成員が次の(1)から(7)を満たし，かつ（8）を確認できることを要件とする。

(1)　法人であること。

(2)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当しない者であること。

(3)　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4)　鹿児島県から指名停止措置を受けていない者であること。
(5)　暴力団又は暴力団員等が，その経営に実質的に関与している法人ではないこと。
　また，次のいずれかに該当する法人でないこと。
ア　暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
イ　自己，自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
ウ　暴力団又は暴力団員等に対して，いかなる名義をもってするかを問わず，金銭，物品，その他の財産上の利益を不当に提供し，又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与している者
エ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
オ　暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
カ　アからオまでに掲げる者の依頼を受けて，応募しようとする者
(6)　都道府県税，消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
(7)　政治団体，宗教上の組織若しくは団体，その他知事が適当でないと判断するものを除く。
(8)　複数の者が共同して企画提案する場合は，いずれか一者を代表と定め，他の構成員からの委任状等の書面により，企画提案から契約，代金の請求・受領等，本契約に係る一切の権限を委任されていることが確認できること。

４　失格事項

次のいずれかに該当する場合は，失格とする。
(1)　参加資格要件に該当しないことが判明した場合
(2)　提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
(3)　企画提案書等に虚偽の記載があった場合
(4)　業務見積内訳書の金額が契約上限金額を超えた場合
(5)　会社更生法等の適用を申請するなど，契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
(6)　審査の公平を害する行為があった場合
(7)　その他企画提案に当たり，著しく信義に反する行為があった場合

5　スケジュール

※本スケジュールは，現時点でのものであり，変更が生じる場合がある。

項目	日付・期間
公募開始	令和７年２月 19 日(水)
説明会の申込	令和７年２月 19 日(水)～２月 25 日(火)
説明会の開催	令和７年２月 26 日(水)
質問受付	令和７年２月 26 日(水)～３月５日(水)
質問への回答期限	令和７年３月 11 日(火)
企画提案書等の受付	令和７年２月 19 日(水)～３月 14 日(金)
企画提案内容のプレゼンテーション	令和７年３月 17 日(月)
事業者の決定	令和７年３月 26 日(水)　(予定)
契約締結	令和７年４月１日(火)　(予定)
事業者との打ち合わせ，引継ぎ	令和７年３月 27 日(木)～５月上旬（予定）
運営開始	令和７年５月上旬（予定）

6　説明会及び質問

(1)　説明会(参加は任意とする)

申込期間:令和7年2月19日(水)～2月25日(火)17時

申込方法:下記アドレス宛に電子メールにより申し込むこと。

宛先:startup@pref.kagoshima.lg.jp

※　電話で受信確認を行うこと。

日　　時:令和7年2月26日(水)10時00分～11時30分

場　　所:オンライン開催

(2)　質問･回答

質問期間:令和7年2月26日(水)～3 月 5 日(水)17時

提出書類:別表 1 のとおり(様式2)

申込方法:質問を行う場合は，上記提出書類を下記アドレス宛に電子メールで送信すること。電子メールの件名は，「(事業所名)質問書」とすること。

宛先:startup@pref.kagoshima.lg.jp

※　電話で受信確認を行うこと。

回答方法：質問に対する回答は，鹿児島県ホームページに掲載する。

回答期限：令和７年３月11日（火）※予定

７　企画提案の手続等

(1)　企画提案書等の提出

ア　提案書類等

提出書類	別表１のとおり（様式３「提出かがみ文」ほか）
提出部数	別表１のとおり
提出方法	郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は持参による。
提出先	「12　担当部署」のとおり
提出期限	令和７年３月 14 日（金）17 時必着

※　提出した企画提案書等の差替え，再提出は認めない。なお，鹿児島県が必要と認めるときは，追加の資料提出を求めることがある。

イ　提案事項

仕様書(案)に基づき，以下により提案を行うこと。提案に当たっては，具体的かつ実現性の高い提案となるように留意すること。

事業内容の区分	記載事項
①運営に関する実施体制 実施スケジュール	・運営日時（曜日，時間帯等） ・実施体制（スタッフの配置人数，配置予定のスタッフの概要（想定で可），総括業務責任者の経歴，組織におけるスタッフ育成の取組や支援体制等） ・実施スケジュール（②～⑥の提案内容を含むこと） ・同種の業務に係るこれまでの実績 ・連携体制（他社と連携し運営を行う場合の連携内容や役割分担等） ・ＫＰＩの設定（仕様書（案）７⑴～⑶の内容を含む）
②起業機運の醸成，県内スタートアップ・企業等の成長意欲の喚起に資する事業の提案	・事業案

③県内外スタートアップ・企業等のマッチング促進に資する事業の提案	・事業案
④県内スタートアップ・企業等の認知度向上に資する事業の提案	・事業案
⑤県出身の起業家や関係機関等と連携した事業の提案	・具体的な連携先と事業案
⑥独自提案	・事業案 ※桜島側のポップアップスペースについて履行期間中の専用利用を希望する場合は，こちらに記載すること。

８　企画提案書等の作成に係る留意事項

企画提案書等の作成に当たっては，次の事項に留意すること。

(1)　任意様式の書類については，Ａ４版かＡ３版とし，縦でも横でもかまわない。

(2)　業務見積内訳書は，本業務の仕様書(案)及び企画提案書等に記載した内容を踏まえ，業務を実施するために必要な全ての経費を算出し作成すること。（積算内訳も明示すること。）

９　審査方法等

(1)　企画提案の審査は，委託業者の選定を行うために設置する審査会において行うものとし，提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について，審査基準（別表２）により，評価して得られた総合評価点数が最も高い業者を最優秀提案者とする。

(2)　審査基準の下限の点数（合計点数の６割）を１者も満たさない場合には，採用者なしとする。

なお，企画提案者が１者の場合も審査を行うものとする。

(3)　プレゼンテーションを行う順番は，原則として企画提案書等の受付順とし，プレゼンテーションの具体的な日時や場所などは別途通知する。

(4)　審査の結果は，決定後速やかに提案者に通知する。

なお，審査結果の内容に対する異議申立ては受け付けない。

10　契約の締結

(1)　上記により最優秀提案者となった者を委託先候補とし，詳細な業務の内容や契約条件を定めた仕様書(案)について鹿児島県と協議･合意した後に委託契約を締結する。

(2)　前項の交渉が不成立の場合には，順次，次点以下の提案者と交渉を行い，委託契約を締結する。

(3)　仕様書(案)を修正した場合においても，２(5)に定める額を上限とする。

(4)　本業務の委託契約は，鹿児島県の契約書式により契約書を作成するものとする。契約に当たっては，契約書を２通作成し，各１通を保有する。

(5)　本業務は，令和７年度当初予算の成立が前提であり，予算が成立しない場合，契約手続は行わないことがある。

11　その他留意事項

(1)　企画提案書等の作成に使用する言語及び通貨は，日本語及び日本国通貨とする。

(2)　企画提案書等の作成及び提出に関する費用は，企画提案者の負担とする。なお，提出された企画提案書等は返却しない。

(3)　採択された企画提案書等の著作権は鹿児島県に帰属するものとする。

(4)　委託契約に係る業務の全部を第三者に委託してはならない。

(5)　審査の過程や結果については，鹿児島県情報公開条例（平成 12 年条例第 113 号）に基づき，非公開情報を除いて，情報公開の対象となる。

(6)　天災地変その他やむを得ない理由により，本業務の全部又は一部を発注できない場合がある。

(7)　天災地変その他やむを得ない理由により，企画提案した内容の実施が困難になったと認められる場合は，鹿児島県と提案者が協議を行い，企画提案の内容の変更等を行うものとする。

12　担当部署（提出先及び問合せ先）

鹿児島県 商工労働水産部 産業立地課 新産業創出室
スタートアップ支援係　担当：福坪・田中
〒890-8577　鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
電話：099-286-2964（直通）　FAX：099-286-5578
E-mail：startup@pref.kagoshima.lg.jp

別表1　提出書類

要領	提出書類	様式	提出部数	備考
6(1)	説明会申込書	様式1	1部	
6(2)	質問書	様式2	1部	
7(1)	提出かがみ文	様式3	1部	
3	事業者概要書	様式4	1部	事業者の業務内容等を記載し，会社概要等が分かるパンフレット等を添付して提出すること。
3(5)	鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する誓約書	様式5	1部	複数の者が共同して企画提案する場合は，全ての構成員について提出すること。
3(6)	納税証明書(実施要領公表日以後に交付されたもの)	本社所在地発行の納税証明書	1 部	複数の者が共同して企画提案する場合は，全ての構成員について提出すること。
3(8)	共同提案構成員表	様式6	1 部	複数の者が共同して企画提案する場合は，提出すること。 併せて，代表者が，企画提案から契約，代金の請求・受領等，本契約に係る一切の権限を委任されていることが確認できる委任状等を提出すること。
7(1)	運営に関する実施体制・実施スケジュール	任意様式	10部	
	起業機運の醸成，県内スタートアップ・企業等の成長意欲の喚起に資する事業の提案	任意様式	10部	
	県内外スタートアップ・企業等のマッチング促進に資する事業の提案	任意様式	10部	
	県内スタートアップ・企業等の認知度向上に資する事業の提案	任意様式	10部	
	県出身の起業家や関係機関等と連携した事業の提案	任意様式	10部	
	独自提案	任意様式	10部	
8(2)	業務見積内訳書	任意様式	10部	契約時に再度，見積書の提出を求める。

【別表２】審査基準

審査項目	審査の視点
1　目的や運営方針の基本理解	
	本業務の目的や趣旨を十分に理解し，かごゆいテラスが新事業の創出やスタートアップ支援を図る拠点として運営されることが期待できるものとなっているか。
2　業務運営体制	
	これまで，組織として，同種の業務の実績を豊富に有しているか。
	業務を確実に履行できる体制が確保されているか。また，施設に配置されるスタッフの能力，経験は十分であるか。
3　必要経費及び実施スケジュール	
	契約上限額の範囲内で必要経費が適正に計上され，合理的な見積内容となっているか。
	提案された実施スケジュールは，現実的で円滑な実施が可能なものとなっているか。
4　事業内容	
	①起業機運の醸成，県内スタートアップ・企業等の成長意欲の喚起を図る上で，効果的な取組となっているか。（幅広い交流を通じたコミュニティ形成　等）
	②県内外スタートアップ・企業等のマッチング促進を図る上で，効果的な取組となっているか。（交流イベントの開催，利用者間のマッチング　等）
	③県内スタートアップ・企業等の認知度向上を図る上で，効果的な取組となっているか。（県外コワーキング施設と連携した情報発信　等）
	④県出身の起業家や関係機関等との連携した効果的な取組となっているか。（本県出身の起業家等との交流，支援機関と連携したセミナー開催　等）
5　独自提案	
	本業務の目的の効果的な実現や県内産業・経済への波及効果の創出等につながる独自の主体的な提案となっているか。